

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準 の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方

I 経緯等

令和6年11月5日付けで、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第12項の規定に基づき、同条第2項第2号及び第3号の業務（以下「インターネット活用業務」という¹。）の実施基準（以下「実施基準」という。）の変更の認可申請（以下「本申請」という。）があった²。本申請の概要及び取扱いに関する総務省の考え方は、以下のとおりである。

II 本申請の概要

本申請における実施基準変更案は別添のとおりであり、①有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が解消したことに伴う変更等（令和7年4月1日施行）及び②放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号。以下「改正法」という。）の施行に伴う変更（令和7年10月1日施行）の2件の変更を内容とするものである。

具体的には、①は令和5年度決算時点で有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が解消したことから有料業務³の収支等に関する規定を繰越欠損金がない現状を踏まえた内容に改めるとともに、個人情報等の保護に関する規定を変更するものである。②は改正法による改正後の法に対応するよう用語を変更するとともに、2号業務⁴について放送から必要的配信の期間⁵が経過した番組の配信に限ることとするもの等である。

III 総務省の考え方

（1）基本的な考え方

変更の認可に当たって、①については「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（平成26年11月（令和6年8月最終改定））、②については「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（平成26年11月（令和6年10月最終改定））における審査項目に照らして、総務省の考え方について検討を行う。

¹ 改正法による法の改正後においては、「任意的配信業務」という。

² 協会においては、実施基準の変更に当たり、法第29条第3項の規定に基づき国民・視聴者から令和6年8月28日から同年9月26日までの間、意見募集を実施した。その結果、合計67件の意見が寄せられた。

³ 受信料財源業務以外のインターネット活用業務

⁴ 改正法による改正後の法第20条第2項第2号で規定される、協会が放送した放送番組（放送の日から同条第1項第4号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行う業務。

⁵ 改正法による改正後の法第20条第1項第4号の総務省令で定める期間

(2) ガイドラインに照らした検討 (①関係)

1. 法第15条の目的達成に資すること (法第20条第13項第1号関係)

(1) 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

インターネット活用業務が、法第15条に規定する公共放送としての協会の目的に照らして適切なものであることについては、実施基準第4条において、その実施に当たっての基本原則として、「協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する」とされており、この規定について変更はないところである。また、本申請は、令和5年度決算時点で有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が解消したことから有料業務の収支等に関する規定を繰越欠損金がない現状を踏まえた内容に改めるとともに、個人情報等の保護に関する規定を変更するものであり、基本原則に基づき、引き続きインターネット活用業務が実施されるところ、公共放送として行うものとしての適切性は維持されているものと認められる。

(2) 市場の競争を阻害しないこと

本申請による変更後の実施基準第43条において、協会の業務が営利を目的としてはならないとしつつ、2号有料業務の利用料金及び3号有料業務の提供料について、変更後の実施基準第43条第1号においても、実施基準第23条及び第35条により定めるとしており、適切なものと認められる。

(3) 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4) 外部事業者及び民間競争事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(5) 地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(6) 他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(7) 営利を目的とする業務でないこと

本申請においては、有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が解消したことを受け、現行の実施基準第43条の規定を変更し、「法第20条第4項において協会の業務が営利を目的としてはならないとされていることを踏まえ」事業計画を策定するとされている。営利を目的とする業務でないことについて、適切に規定されていると認められる。

(8) 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第11項第2号関係）

(1) 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(2) 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

3. 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第13項第3号関係）

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第13項第4号関係）

（１）受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

本申請による変更後の実施基準附則第4条において、改正法施行までの令和7年4月1日から同年9月30日までの期間に係る費用について、2号受信料財源業務は100億円、3号受信料財源業務は5千万円とされている。これは、算定根拠にあるとおり、これまでの業務と同様の費用規模で実施することを想定し、現行の実施基準で定めているそれぞれの年額200億円、1億円に12分の6を乗じて算出した額であり、現行の実施基準と同水準であるため、引き続き、適切なものと認められる。

（２）インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

受信料財源業務については4（１）のとおりであり、有料業務については、関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

5. 2号業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第13項第5号関係）

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

6. 2号業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第13項第6号関係）

（１）サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

（２）サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置を講ずるものであること

本申請による変更後の実施基準附則第5条において、地上テレビ常時同時配信等サービスの終了もしくは変更を予定しているときは、利用者に対して事前に予告を行ったうえで、利用申し込みの受け付けおよびIDの付与を一定期間停止し、実施基準第15条第2項第1号のメッセージの内容を通常と異なるものとするところがあるとされており、適切なものと認められる。

(3) インターネット活用業務に関する個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項について必要な措置を講ずるものであること

本申請による変更後の実施基準第36条において、協会は、「NHKパーソナルデータ憲章」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用に必要な措置を講ずるとされている。「NHKパーソナルデータ憲章」⁶において、「パーソナルデータ」とは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する「生存する個人に関する情報」をいい、同法に定める「個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」から構成されるとされており、個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項について必要な措置が講じられているものと認められる。

(4) 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(5) サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

7. 施行規則第12条の2で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること

(1) インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

⁶ https://www.nhk.or.jp/privacy/assets/pdf/nhk_personal_data.pdf

(2) 経理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(3) 法第20条第16項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4) (3) による評価の結果も踏まえた法第20条第20項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(3) ガイドラインに照らした検討 (②関係)

1. 法第15条の目的達成に資すること (法⁷第21条の2第2項第1号関係)

(1) 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

任意的配信業務が、法第15条に規定する公共放送としての協会の目的に照らして適切なものであることについては、本申請による変更後の実施基準第4条において、その実施に当たっての基本原則として、「協会が行う放送および配信を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する」とされており、変更前の基本原則と変わらないところである。また、この基本原則に基づく業務については、改正法により、これまでの業務の一部が引き続き任意的配信とされるところ、公共放送として行うものとしての適切性は維持されているものと認められる。

(2) 市場の競争を阻害しないこと

⁷ 以下、Ⅲ（3）においては、改正法による改正後の法をいう。

本申請による変更後の実施基準第6条から第8条においては、任意的配信業務に係る実施計画の策定、実施状況の評価に当たっては、学識経験者から構成される協会の会長の諮問機関「任意的配信業務に関する審査・評価委員会」を設置し、公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重することとされている。また、毎事業年度の終了後、実施計画の実施状況の評価し、その結果に基づき必要があると認める場合には、任意的配信業務の改善を図るための措置を講ずるとされており、評価と改善の仕組みが取られていることから、直ちに市場の競争を阻害するおそれは低いものと認められる。

(3) 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

改正法に対応した用語の変更を除き、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4) 外部事業者及び民間競争事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

改正法に対応した用語の変更を除き、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(5) 営利を目的とする業務でないこと

関連する規定について、令和7年4月1日施行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(6) 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第21条の2第2項第2号関係）

(1) 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

1) 実施する業務の種類

本申請においては、2号業務／3号業務の別、受信料財源業務／有料業務の別について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

2) 実施する業務の内容

ア 提供する情報の内容、国内放送／国際放送の別、テレビ放送／ラジオ放送の別
本申請においては、2号受信料財源業務として実施する配信業務として、変更後の実施基準第9条において、①国内基幹放送の放送番組のうち、教育番組、②国内ラジオ放送の放送番組（①を除く）、③外国人向け国際放送及び外国人向け協会国際衛星放送の放送番組とされており、内容が適正かつ明確に定められていると認められる。また、2号有料業務として配信する内容については、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

イ 放送前の放送番組／放送中の放送番組／放送した放送番組の配信の別

本申請においては、改正法を踏まえ、2号業務について放送から必要的配信の期間が経過した番組の配信に限るとされており、適正なものと認められる。

3) 実施する業務の実施方法

「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（平成26年11月（令和6年10月最終改定））において、サービスの提供期間及び時間に関する事項、サービスの提供区域に関する事項等について実施基準に明確に定められていることが必要とされているところ、本申請による変更後の実施基準第10条第3項及び第4項において、配信の期間については放送から必要的配信の期間が経過してから一定期間とされており、配信は1日24時間行うとされており、また、配信の地域対象については制限を設けない等とされており、適正なものと認められる。

(2) 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

本申請による変更後の実施基準第9条及び第14条において、2号受信料財源業務及び2号有料業務は、協会が放送した放送番組のうち、放送から必要的配信の期間を超えて配信することにより効果の向上が見込まれるものに限定しており、改正法による改正後の法第20条第2項第2号に規定されている範囲に収まっているため、適正なものと認められる。

3. 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備を設置した者又は特定必要的配信の受信を開始した者について、法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第21条の2第2項第3号関係）

本申請による変更では、2号業務について、放送から必要的配信の期間が経過した番組の配信に限るとされており、受信契約の対象となる必要的配信とは区別された業

務であることが明記されている。また、本申請による変更後の実施基準第11条においては、2号受信料財源業務の提供条件として、受信料制度を毀損することのないよう提供条件が示されており、不適切なものではないと認められる。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第21条の2第2項第4号関係）

（1）受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

2号受信料財源業務の実施に要する費用については、算定根拠において、令和7年10月1日以降についても現行の「NHK for school」、「らじる★らじる」、「NHK ワールドJAPAN」などと同程度の規模（年額10億円）で実施することを想定しているものと示されており、適正かつ明確なものと認められる。

（2）任意的配信業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

2号受信料財源業務については4（1）のとおり算定根拠を定めて実施に要する費用の上限を定めており、3号受信料財源業務については、算定根拠において、令和7年10月1日以降についても現行と同程度の規模（年額1億円）で実施することを想定しているものと示されており、引き続き、適切なものと認められる。

5. 2号業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第21条の2第2項第5号関係）

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

6. 2号業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第21条の2第2項第6号関係）

（1）サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

（2）サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置を講ずるものであること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(3) 任意的配信業務に関する個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項について必要な措置を講ずるものであること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4) 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(5) サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

7. 施行規則第14条の3で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること

(1) 任意的配信業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(2) 経理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

関連する規定について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(3) 法第21条の2第5項の実施計画の実施の状況に関する事項が適正かつ明確に定められていること

1（2）のとおり、本申請による変更後の実施基準第7条において、毎事業年度の終了後、実施計画の実施状況を評価し、その結果に基づき必要があると認める場合には、任意的配信業務の改善を図るための措置を講ずるとされており、適切なものと認められる。

IV. 結論

以上の審査結果に基づき、本申請について、これを認可することが適当であるとする。

V. 今後のプロセス

今回の認可申請については、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、令和6年11月8日から同年12月2日までの間、意見募集を行うこととする。

今後、総務省においては、意見募集により寄せられた意見を踏まえ、更に検討を行い、本申請に対する処分について電波監理審議会に諮問する予定である。